



- 目次
- ①【お知らせ】 今月の法改正等の情報
 - ②【事故予防】 先月の回収事故から学ぶ
 - ③【案内】 基本を知る
 - ④【Q&A】 疑問をほぐす
 - ⑤【コラム】 ちょっと深く、考える
 - ⑥【シリーズ】 海外編

【今月の法改正等のお知らせ】 最近の気になる改正等の情報

＜食品表示基準の一部を改正する内閣府令(案)に関する意見募集について＞
食品表示基準第4次改正案のパブリックコメントが11月8日まで意見募集中です。

■猶予期間は平成35年(2023年)3月31日まで(案)です。



＜主な改正点2項目＞

「遺伝子組換え表示制度に関する検討会報告書」(平成30年3月13日遺伝子組換え表示制度に関する検討会)を踏まえ、食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)に規定されている遺伝子組換えに関する任意表示の制度を改正し、

- ① 分別生産流通管理を実施し、遺伝子組換え農産物の混入を5%以下に抑えているものについては、適切に分別生産流通管理している旨、事実を即した表示を、
- ② さらに、遺伝子組換え農産物が不検出の場合には「遺伝子組換えでない」旨の表示を認めることとする。規格基準が設定されたことに伴い、基準を一部改正。

GMOの混入を防ぐための分別である旨の表示が必要。

非GMOを分別し、GMO5%以下でもGMO検出されればアウトです。

消費者庁HP「意見募集」資料から作成

※続きはPage1-2(会員)で記載しています。

【先月の回収事故の分析】 2018年9月

過去、栄養成分表示でナトリウムの項目の間違いが一番多いです。
今後は「食塩相当量の数値と単位」の確認は意識して実施してください。

事件	時期	回収内容
栄養成分の値の 単位の違い	2018. 9.7	農業組合のトマトジュースにおいて、栄養成分表示内の食塩相当量について、正しくは「g」にて記載すべきところを誤って「mg」と表示しておりました。

旧基準：ナトリウムとしてmg表示（1000mg以上の場合はg表示可）



新基準：食塩相当量としてg表示

該当商品は炭水化物の表示がなく内訳表示されていないものであった。また、β-カロテン当量を栄養成分の枠内に表示していた。

※ 解説はPage2-2(会員)で記載しています。

【案内】 調理冷凍食品の原材料配合割合は必要か？

地方自治体の条例にも表示ルールがあるよ

<都条例の場合>

東京都消費生活条例では、法令で規定のない品目又は事項について表示の基準をつくり、基準にあった表示をするよう事業者に義務付けています。

都条例では、都内で消費者向けに販売される商品について右表の4品目について表示を義務付けています。

違反した場合は、都条例第48条及び第50条の規定に基づき、次の措置がとられます。

- (1) 製造者等に対して、違反表示内容等を是正することを指導
- (2) その指導に従わない場合は、是正を勧告
- (3) その勧告に従わない場合は、その旨を公表

品目	表示すべき事項
調理冷凍食品	(1) 原材料配合割合
	(2) 原料原産地名
かまぼこ類	(1) でん粉含有率
	(2) 原材料配合割合
はちみつ類	(1) 品名
	(2) 原材料の割合又は重量
カット野菜及びカットフルーツ	(1) 加工年月日

例えば、調理冷凍食品で「原材料配合割合」を表示させている自治体は東京都の他に神奈川県、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市があります。

糊料は汎用性のある文言だよ。

【Q78】 増粘多糖類は増粘の文字を含むので増粘剤又は糊料の用途名を省略できます。糊料(加工デンプン、増粘多糖類)の場合、糊料(加工デンプン)、増粘多糖類と表示できますか？

＜食品表示基準より＞添加物を含む旨の表示中「増粘」の文字を含む場合は「増粘剤」又は「糊料」の用途の表示を省略することができる。

※ 解答と解説はPage4-2(会員)で記載しています。

食品表示基準Q&Aの第5次改正(平成30年9月)から、これまでの表示ルールと変更された内容について、確認して参ります。

個別品目の横断的義務表示事項である原材料名の表示方法は別表第4に従い表示することになっていましたが、一部例外が認められました。

砂糖類や野菜、果実、食肉等の同種の原材料は個別品目の別表四のルールにしばられず、その他の一般食品と同様にまとめて表示できるようになりました。

消費者にわかりやすい表示になるのであれば、従来の個別表示の表示方法にこだわる理由はないということだと思います。

(加工-58) 原材料名の書き方として「野菜」、「魚介類」、「糖類」、「風味原料」等、同種の原材料を複数使用している場合、まとめて表示することはできますか。

(答)

1 「野菜」、「魚介類」、「糖類」、「風味原料」のように、消費者が同種の原材料と認識しているものであって、複数種類の原材料を使用するような場合には、同種の原材料をまとめて表示した方が消費者に分かりやすい場合もあります。

このような場合には、食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項の2の1の規定に基づき「野菜」、「魚介類」、「糖類」、「風味原料」などの文字の後ろに括弧を付して、まとめて表示することができます。

2 また、食品表示基準別表第4において別途原材料名の表示方法が規定されている食品についても、消費者に分かりやすい場合は、上記1のようにまとめて表示しても差し支えありません。

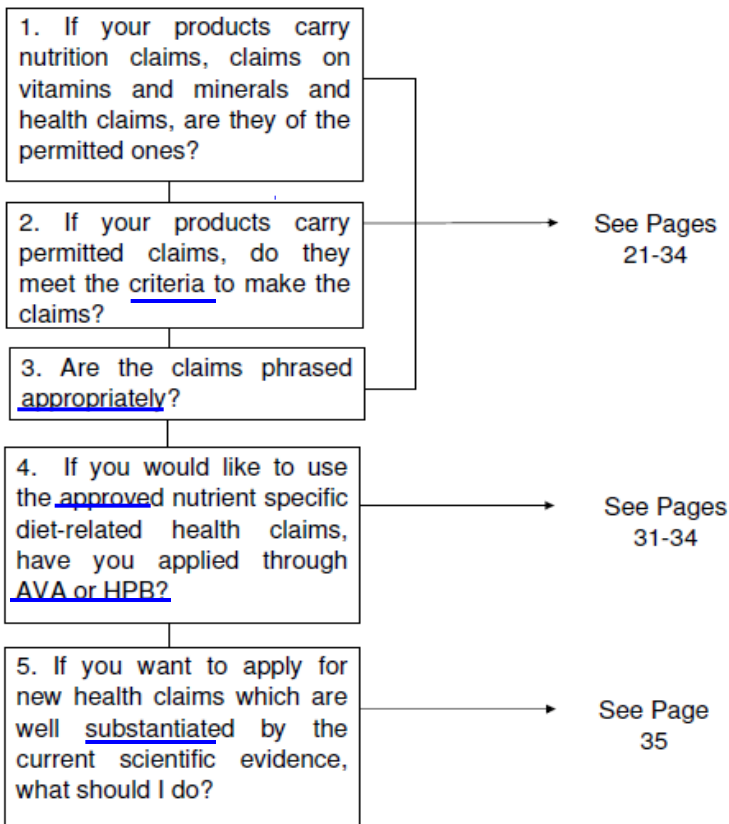
例えば、個別のルールに記載がなくても、砂糖類でくることが出来ます。

※ 解説はPage5-2(会員)で記載しています。

海外の食品表示の内容を知ることにより輸出や輸入業務に役立ててください。東南アジアを中心に主要国の英文対訳を掲載します。

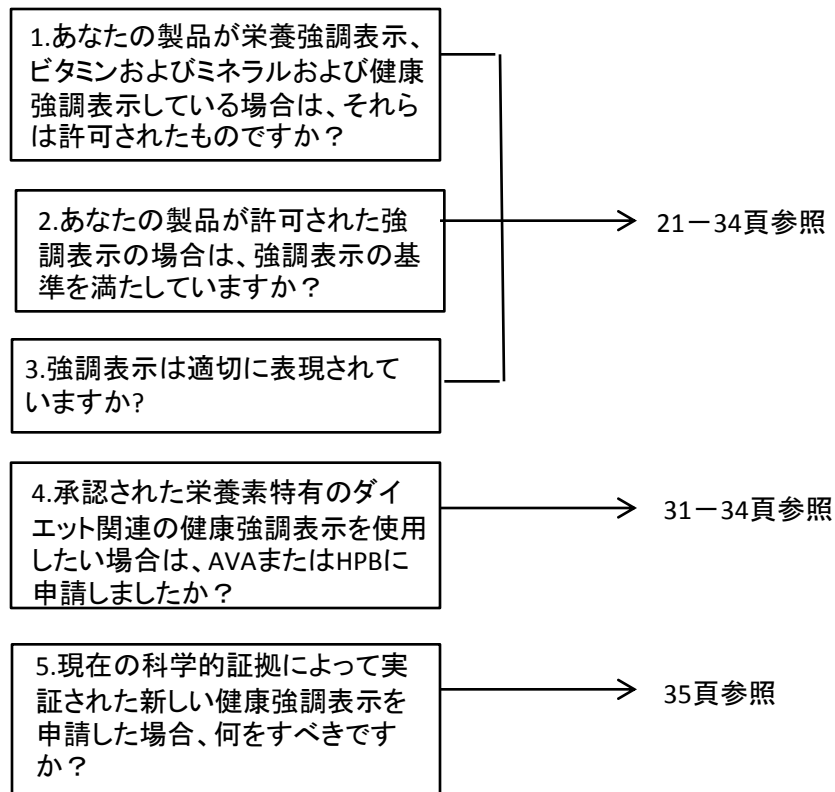
原文

Step 3: Use of claims on food labels and advertisements



対訳

ステップ3:食品ラベルと広告の強調表示の使用



<単語集> criteria: 基準 appropriately: 適切に approve: 承認する AVA or HPB: 農業・食品・獣医療 or 健康増進庁 substantiate: 実証する

【次号11月につづく】

A Guide to Food Labelling, Kou

(編集後記) 年会員の会費で当HPが運用されています。年会員限定のサービスを希望される方は、お手数ですがお問い合わせフォームから、年会員(月にコーヒー1杯の価格相当分です)の登録をお願いいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様には実務に役立つ定期機関紙をお送りしております。また、法令等の実務上のご質問も承ります。また、日頃の疑問点の判断資料として当コンサルをご利用くだされば幸甚です。実務上で困った時のご相談もお待ちしております。

2018年も実務に役立つ内容になるよう、発信してまいります。

月刊 こう食品法令 【2018年 10月号】

わたしたちは、その人柄をよく見て、できるだけ心の汚れていない人を友に選ぶ努力をしよう。健康が病と交じり合うことが病気の始まりなのだから。(セネカ)

著作権法によりこう食品法令の事前の許可なしに複製・引用等の使用は禁止されています。